

# 上島町 簡易水道事業経営戦略

(令和 8 年度～令和 17 年度)

令和 8 年(2026 年) 3 月 改定

# 目次

第1章 計画改定の趣旨等	1
1.計画改定の趣旨	1
2.経営戦略の位置づけ	1
3.計画期間	1
4.本戦略の対象	1
第2章 事業概要	2
1.事業の現況	2
(1)給水	2
(2)施設	2
(3)料金	3
(4)組織	3
2.これまでの主な経営健全化の取り組み	4
3.現在の経営状況、現状分析	5
・経営比較分析表等による現状分析(令和5年度の情報)	5
第3章 将来の事業環境等	8
1.給水人口の予測	8
2.水需要の予測	9
3.料金収入の見通し	10
4.施設の見通し	11
5.組織の見通し	15
第4章 経営の基本方針	16
第5章 投資・財政計画	17
1.投資・財政計画	17
2.投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	21
3.投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	23
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	25
1.事後検証	25
2.経営戦略の見直し	25

## 付属資料

令和5年度経営比較分析表

# 第1章 計画改定の趣旨等

## 1.計画改定の趣旨

上島町の簡易水道事業は、昭和26年に供用開始し、水道未普及地域を解消しつつ、安全でおいしい水道水を安定して供給してきました。

本町の簡易水道事業の経営環境は、人口減少等の社会構造の変化や節水意識の向上等により、収入の大部分をしめる料金収入は減少をしています。また、お客様に水を提供するために必要な施設等は老朽化が進み、本格的な更新時期が始まります。

本町の簡易水道事業では、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、平成29年2月に簡易水道事業経営戦略を策定しました。

前回策定から時間が経過しており、見直し時期を迎えていることに加え、令和6年4月から簡易水道事業について地方公営企業法を適用して公営企業会計に移行しているため、非現金収支取引の影響を考慮した投資・財政計画への更新が必要となりました。

このことから、将来の料金改定も見据え、現状把握、分析、将来予測等を行い、健全で安定した経営を維持するための経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図るため、「経営戦略策定・改定ガイドライン(平成31年3月策定)」、「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月改定)」、各通知等を踏まえた内容となるよう「経営戦略」の改定を行うものとします。

## 2.経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営指針であるとともに、「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について(平成31年3月29日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)及び「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付け総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長)による「経営戦略」として位置付けるものです。

また、町の地域づくりの最上位計画である「第2次上島町総合計画【後期基本計画】」と整合を図りながら、本町簡易水道事業の中長期的な経営の基本計画として策定します。

## 3.計画期間

経営戦略の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

## 4.本戦略の対象

本町で実施している簡易水道事業を対象とします。

## 第2章 事業概要

### 1.事業の現況

本経営戦略の対象となる事業の概況について整理し、サービス供給体制の現状を把握します。また、本町における簡易水道事業は、令和6年度から地方公営企業法の法適用企業であり、地方公営企業法にもとづいて経理事務を実施しています。

#### (1)給水

本町の簡易水道事業の基本情報は下表のとおりです。

供用開始年月日	昭和26年4月1日
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	令和6年度から法適用(一部適用)
計画給水人口	220人
現在給水人口	121人
有収水量密度	0.04千 $m^3$ /ha

#### (2)施設

本町の簡易水道事業の施設の現況は下表のとおりです。

水源	<input type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 伏流水 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水 <input checked="" type="checkbox"/> その他
施設数	浄水場設置数    2 配水池設置数    2
管路延長	10.09km
施設能力	140 $m^3$ /日
施設利用率	35.0%

※施設利用率について、分子は、一日平均配水量、分母は一日配水能力で算定しています。

### (3)料金

本町の簡易水道事業の水道料金体系は、基本料金と使用水量に応じて算定した超過料金を支払う従量制となっています。具体的には、

○生活用水の低廉…毎日使用する生活用水は安く、産業等による用水は高単価に設定しています。

○逡増による設定…使用水量が多くなるにしたがって、単価が高くなる設定をしています。

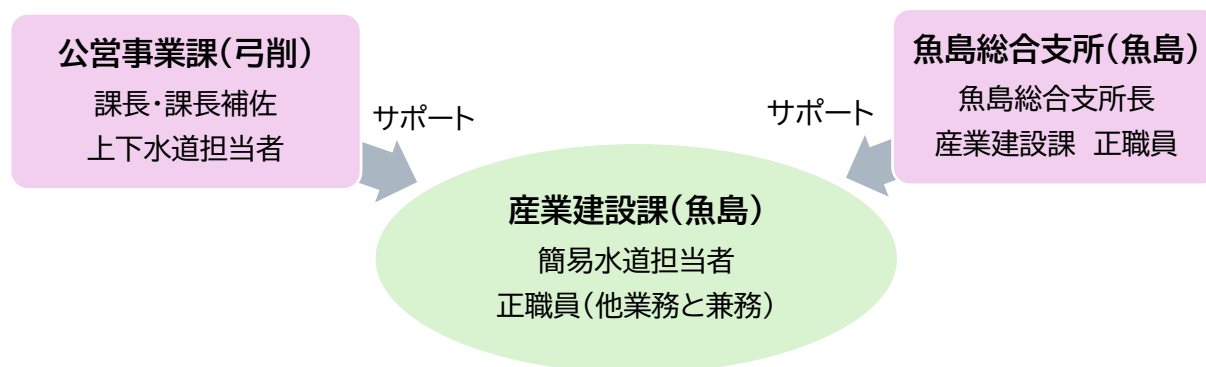
本町の簡易水道事業の料金体系については以下の表のとおりです。

		使用水量	金額(税込み)
一般用給水料金	基本料金	0~2m <sup>3</sup>	555円
	超過料金	3~10m <sup>3</sup>	272円30銭
		11~20m <sup>3</sup>	335円10銭
		21~30m <sup>3</sup>	387円50銭
		31~40m <sup>3</sup>	492円30銭
		41m <sup>3</sup> ~	932円30銭
産業用及び臨時用	1m <sup>3</sup> につき	932円30銭	

※一般用給水料金については基本料金と超過料金との合計額。1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

### (4)組織

公営事業課長が水道事業全般の総括をしています。簡易水道事業は、損益勘定で担当者1名(他業務と兼務)を置き業務にあたっています。業務において人員が不足する場合は、魚島総合支所及び公営事業課(弓削)の職員がサポートする体制になっています。



## 2.これまでの主な経営健全化の取り組み

### ①民間活用の状況

経費削減や効率化、安全性の確保のために、魚島海水淡水化施設、高井神水道施設の保守点検業務については外部委託を行うことで、適切な施設運営に努めています。

### ②施設・設備の合理化

本町では、平成29年度に町内の簡易水道事業を上島町簡易水道事業として事業統合し、効率的な事業の運営に努めています。

また、平成28年度に魚島の海水淡水化施設、取水施設等の機械・電気設備及び導水管の更新、平成30年度に高井神島の膜ろ過施設、取水施設等の機械、配水池及び主管路の更新を行ったことで、老朽化した資産の減少及び修繕費の減少につなげています。

### ③法適化による経営状況の把握

令和6年度からこれまでの官公庁会計(特別会計)から、地方公営企業法を適用し公営企業会計へと移行しました。これにより経営状況を的確に把握し、将来の経営計画に役立てるとともに、整理した資産の情報を活用することで、これまでの経営努力にとどまることなく一層の効率的な事業推進に取り組み、持続可能な事業運営を実施していきます。

### 3.現在の経営状況、現状分析

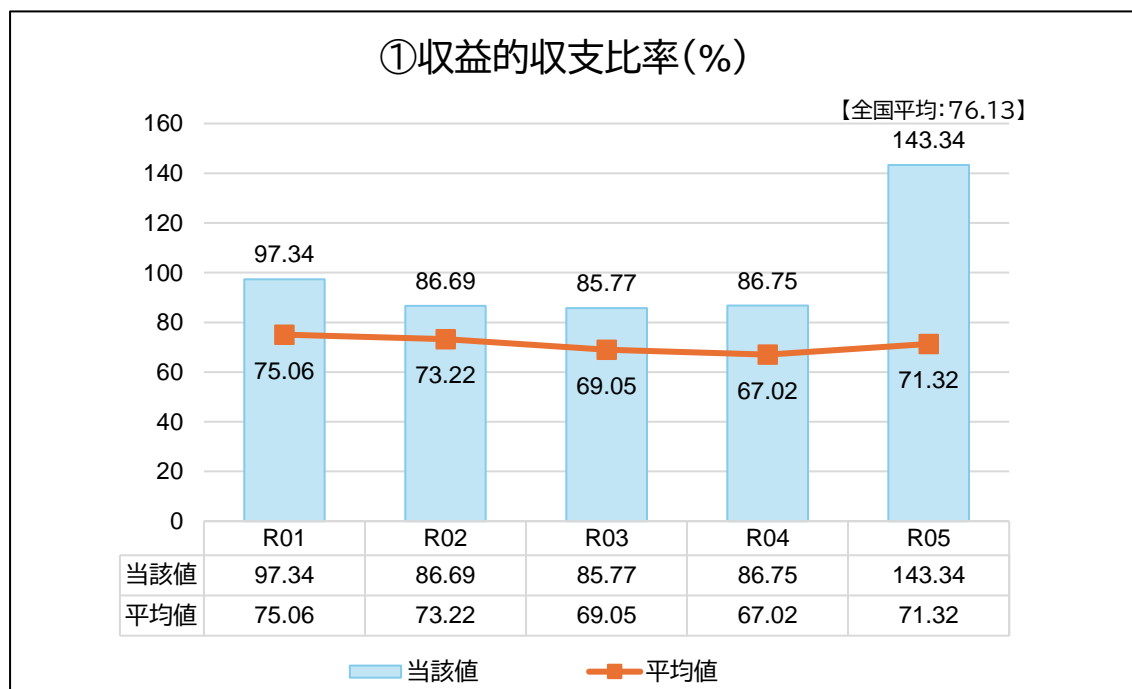
#### ・経営比較分析表等による現状分析(令和5年度の情報)

総務省が公表している「経営比較分析表」に示されている主要な経営指標のうち、経営の健全性を示す指標を用いて現状を分析していきます。経営比較分析表とは、公営企業の経営の健全性を示す主要な経営指標と、各指標についての分析で構成されるものです。

なお、今回の分析は令和5年度決算を使用しています。また、グラフは経営比較分析表を使用しているため、表題の番号が異なっている場合があります。

#### ① 収益的収支比率(%)

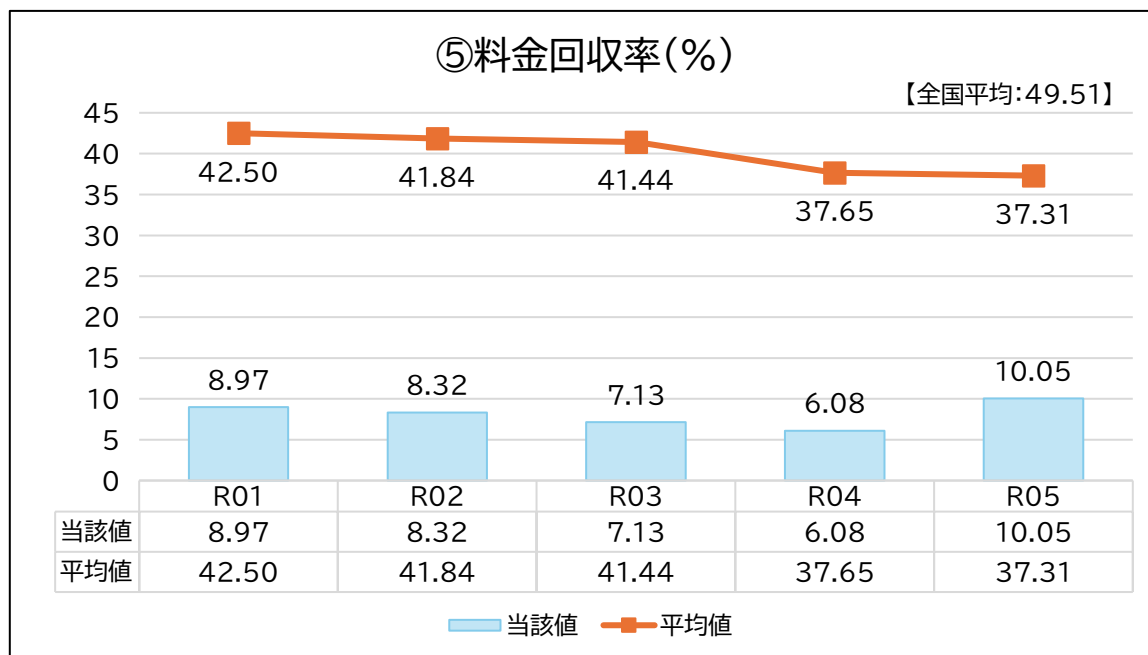
指標の概要	
法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。	
法非適用企業に用いる収益的収支比率は、給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標です。	
算出式	
$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$	



現状分析	令和5年度は打ち切り決算により支出が少なかったことが原因で100%を超えていると考えられますが、それ以前は100%を切っており収入で費用と地方債償還金を賄い切れていない状況です。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------

② 料金回収率

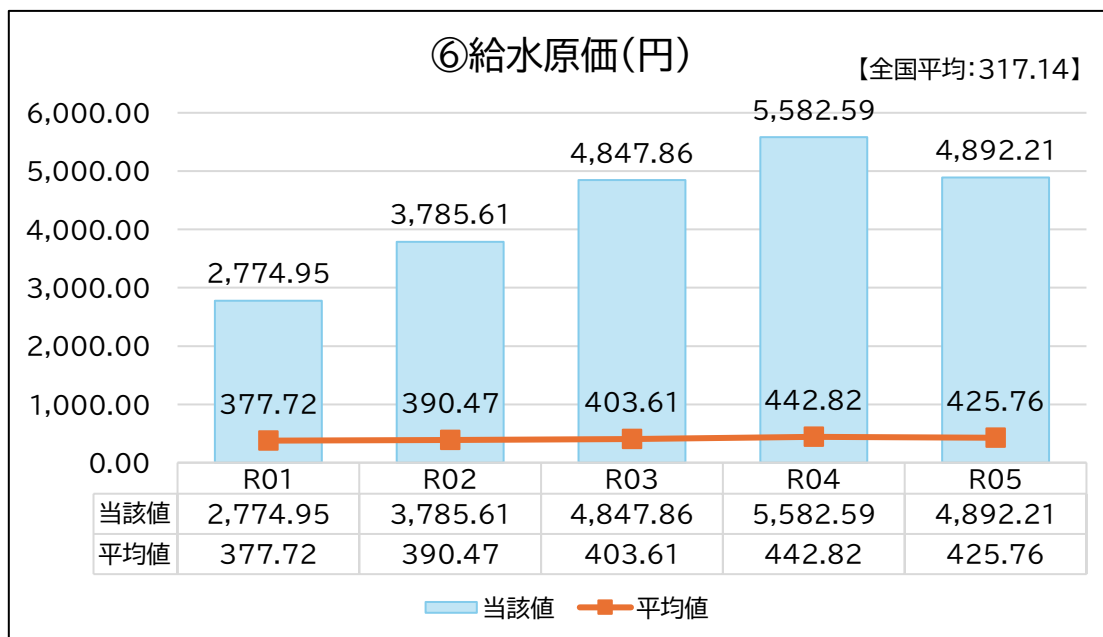
指標の概要
給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能です。
算出式
$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$



現状分析	<p>おおよそ10%前後で推移しており、非常に低い数値となっておりますが、離島であることと、高齢化及び人口減少が影響しており、大幅な改善は見込めず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況は続いています。</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ③ 給水原価

指標の概要
有収水量1m <sup>3</sup> 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。
算定方法
$\frac{\text{総費用} - \text{受託工事費} + \text{地方債償還金(繰上償還分を除く)}}{\text{年間総有収水量}}$



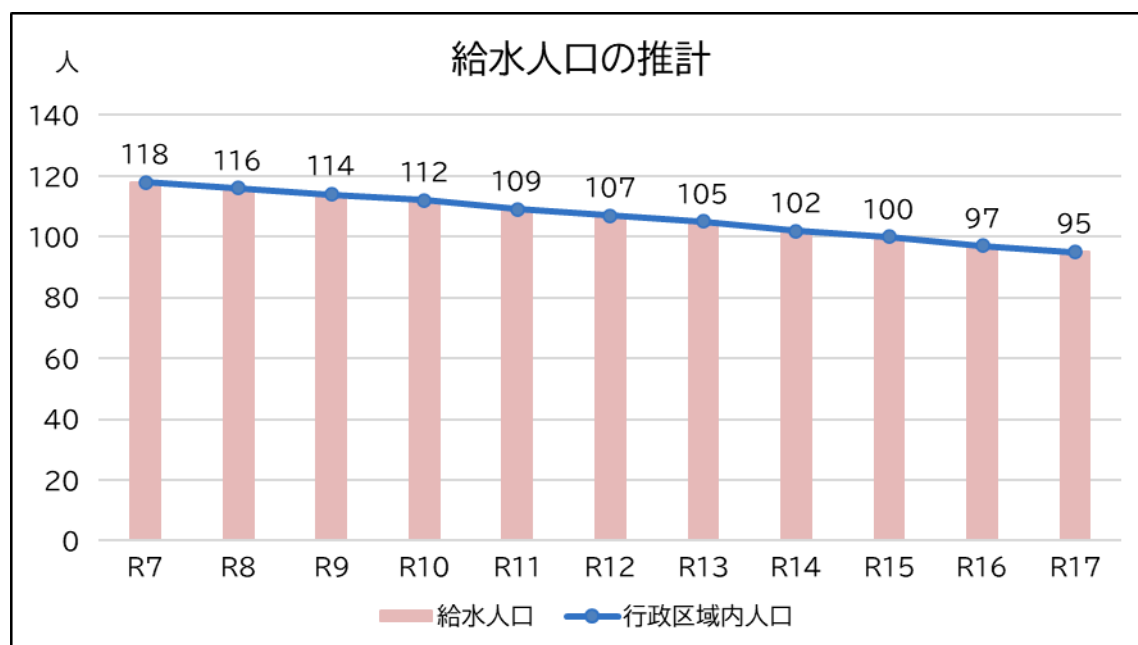
現状分析	<p>2つの離島それぞれに施設があり、統合が難しいこと、及び人口が少ないことから他団体よりも大幅に給水原価が高い状況となっています。しかしそういった要因であることから改善も難しい状況となっています。</p>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 第3章 将来の事業環境等

#### 1.給水人口の予測

町の将来人口の推計については「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」(国立社会保障・人口問題研究所)の情報を使用して推計しています。具体的には、令和2年度の確定値をもとに「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」で推計されている町の人口減少率をかけることで人口を推計し直しています。その人口推計から行政区域内人口対町人口の5年平均である2.0%をかけた数値を、将来の行政区域内人口として算定しています。

給水人口は令和6年度時点で給水率100%であるため、行政区域内人口と同数としています。



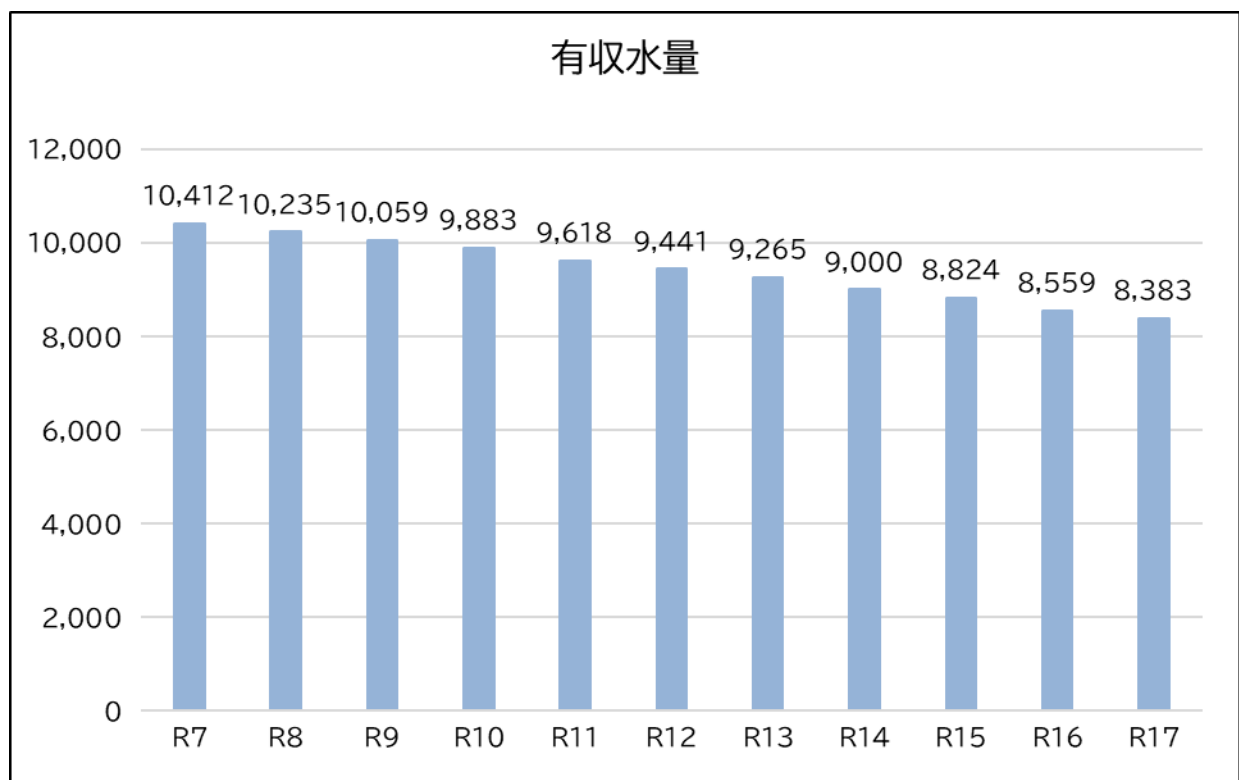
## 2.水需要の予測

有収水量は、以下の方法で算定しています。

① 令和2年度から令和6年度の単価(年間有収水量÷現在給水人口)の平均を算出します。(88.24m<sup>3</sup>/人)

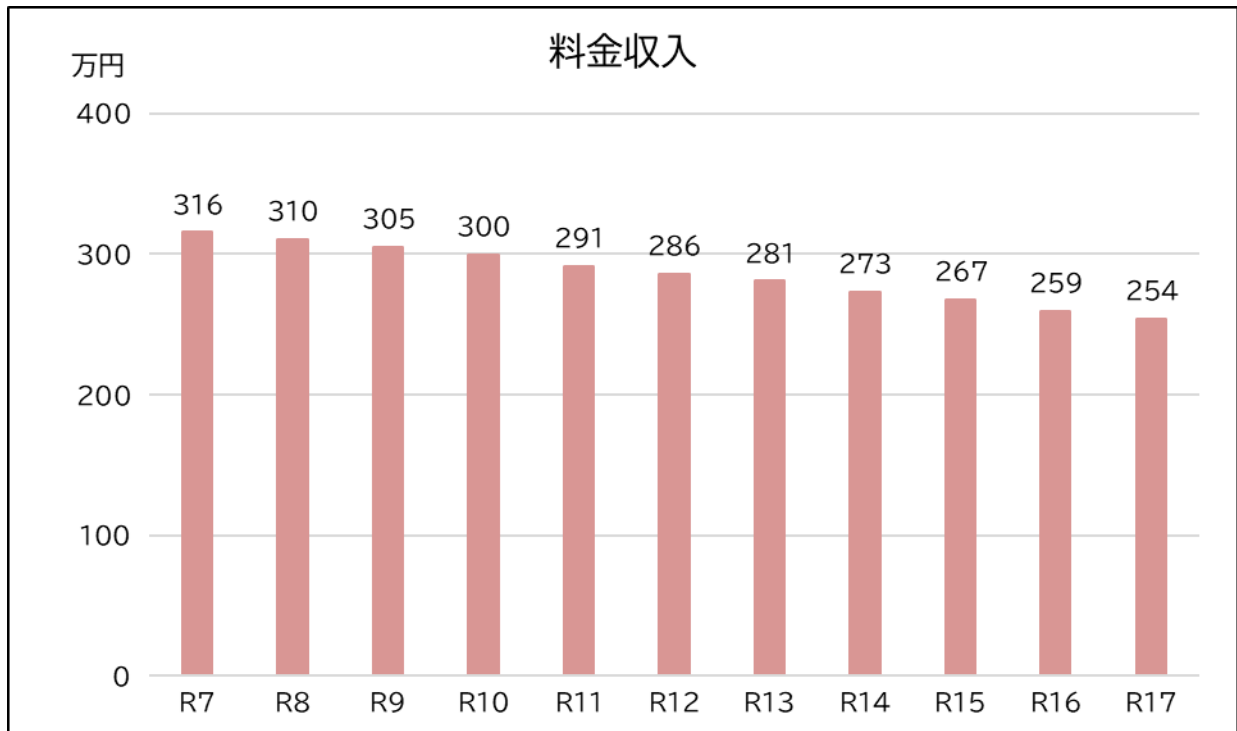
② ①で算出した単価と「1.給水人口の予測」で推計した給水人口を掛け合わせて有収水量を推計しています。

今後は、人口減少及び給水人口の減少の影響に加え、節水機器の普及やライフスタイルの変化等による生活用水の減少により、有収水量は落ち込むことが予測され、令和7年度の10,412m<sup>3</sup>に対して令和17年度には、8,383m<sup>3</sup>程度まで減少する見込みです。



### 3.料金収入の見通し

水需要の予測と同様、特殊な使用用途の影響を受けにくいいため、1㎡当たりの使用料の3ヶ年平均(R2～R4、R5.6年度は法適用に切り替えるための打ち切り決算があったことで除外しています)に給水人口予測人数を乗じ算出しています。料金収入においても、人口の減少に伴い年々減少する見込みとなっていて、令和7年度の316万円に対して令和17年度には、254万円程度まで減少する見込みです。



## 4.施設の見通し

### ①施設の現状

簡易水道事業は供用開始が昭和26年で、令和7年度時点で74年経過しています。

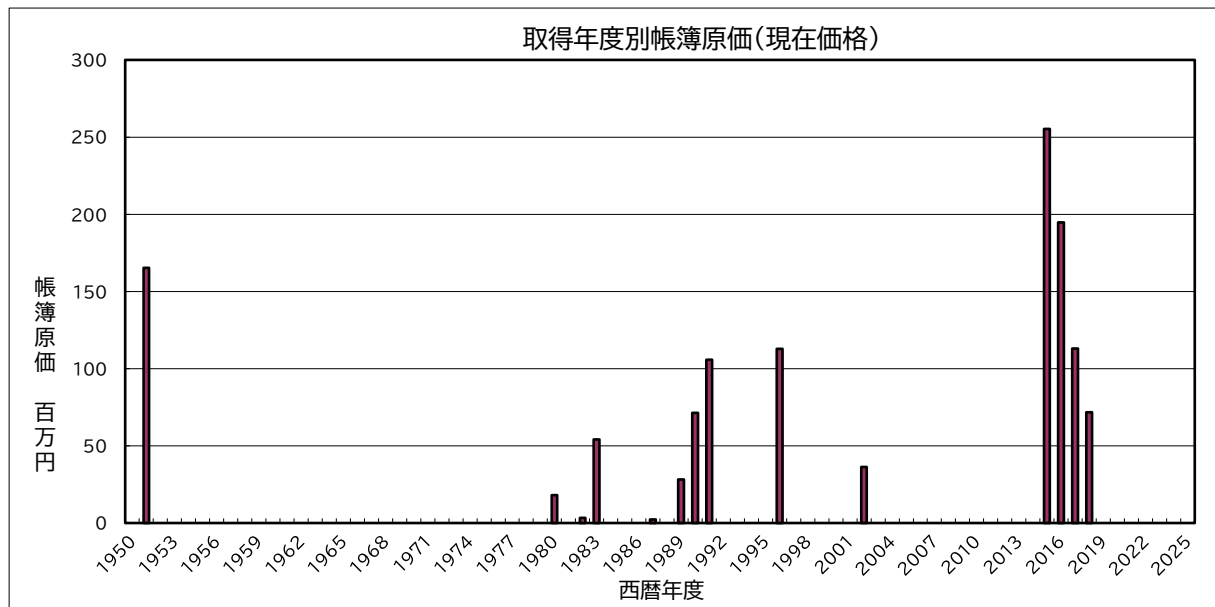
建物に関しては建築後40年以上経過したポンプ室や滅菌室などがあり、老朽化が進んでいると考えられる資産が存在しています。今後はアセットマネジメント計画などの事業計画を策定することにより、施設更新等の事業についてスケジュール管理をすることで、投資の平準化及びコスト縮減を図っていきます。

管渠についても耐用年数を経過した資産が複数あるため、計画的に修繕、更新を進めていきます。

### ②将来の更新需要について

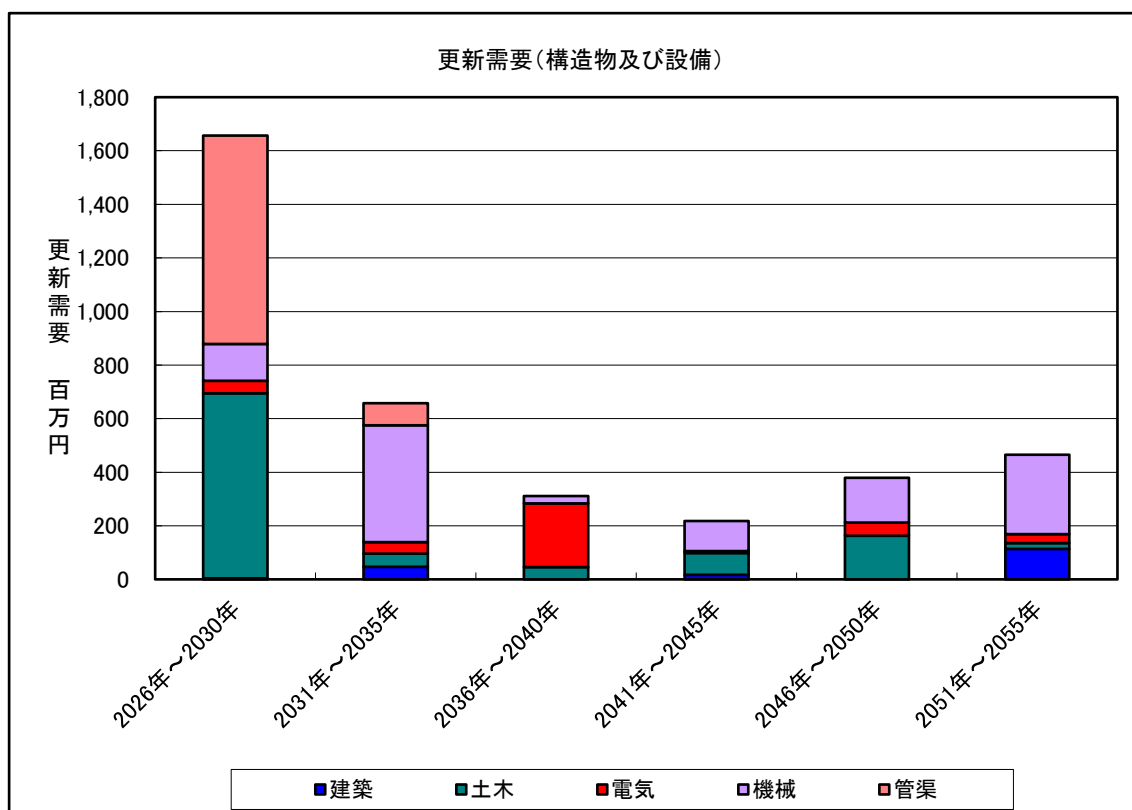
固定資産台帳を基に、今後の更新需要を計算しています。

#### (1)取得年度別帳簿原価



固定資産台帳を基に取得年度別の帳簿価格をまとめています。全体で約12.3億円となっています。数年に一度大規模な整備していることがわかります。また、1951年取得の管渠が未更新であり、安全性の確保のためにも更新の検討が必要になっています。この情報をもとに、次ページ以降、将来の資産の更新需要を算定しています。

## (2)法定耐用年数で更新した場合の更新需要

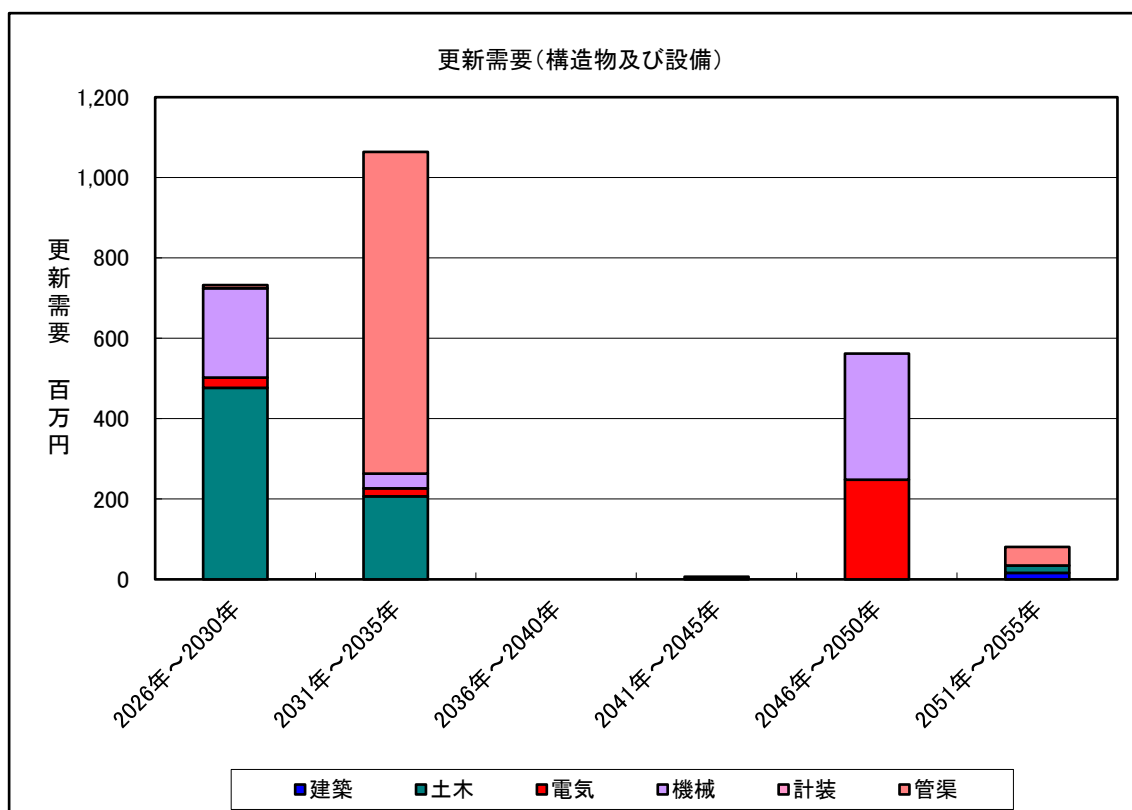


区 分	2026年～ 2030年	2031年～ 2035年	2036年～ 2040年	2041年～ 2045年	2046年～ 2050年	2051年～ 2055年
建築	3,491	47,554	0	17,423	0	113,390
土木	691,620	48,685	46,301	81,225	163,493	22,047
電気	46,315	43,235	237,208	7,398	48,949	33,203
機械	137,042	435,370	27,779	111,544	166,858	297,180
計装	0	0	0	0	0	0
管渠	778,641	82,548	0	0	0	0
その他2	0	0	0	0	0	0
その他3	0	0	0	0	0	0
計	1,657,109	657,392	311,288	217,590	379,300	465,820

法定耐用年数では、電気、機械装置の耐用年数が短いため、継続的に電気、機械設備の更新が発生する計算となっています。また、耐用年数を迎えた構築物、管渠で耐用年数を過ぎた資産が多くあります。さらに1951年取得の管渠の更新費用がデフレータで計算すると当時よりも大きな金額となっています。計算によると、今後30年間で約37億円が更新に必要な金額と推計されています。計画期間内の10年間で約23億円が更新に必要な金額と推計されています。ただし、実際は設備等について耐用年数よりも長く使用することになりますので、別に更新基準年数を設けて算定しなおしています。

その結果については次のページになります。

### (3)更新基準年数で更新した場合の更新需要



区分	2026年~2030年	2031年~2035年	2036年~2040年	2041年~2045年	2046年~2050年	2051年~2055年
建築	0	0	0	0	0	16,579
土木	476,539	206,486	0	0	0	17,753
電気	25,543	20,016	0	0	247,757	0
機械	222,475	36,577	0	0	313,817	0
計装	0	0	0	0	0	0
管渠	7,770	800,750	0	6,328	0	46,341
計	732,327	1,063,829	0	6,328	561,574	80,673

建築・土木・設備類の更新基準年数

工種(施設名)	法定耐用年数	更新基準年数
建築	50	60
土木	60	60
配水池《SUS》	45	60
電気	15	40
機械	15	40
計装		0
管渠	40	40

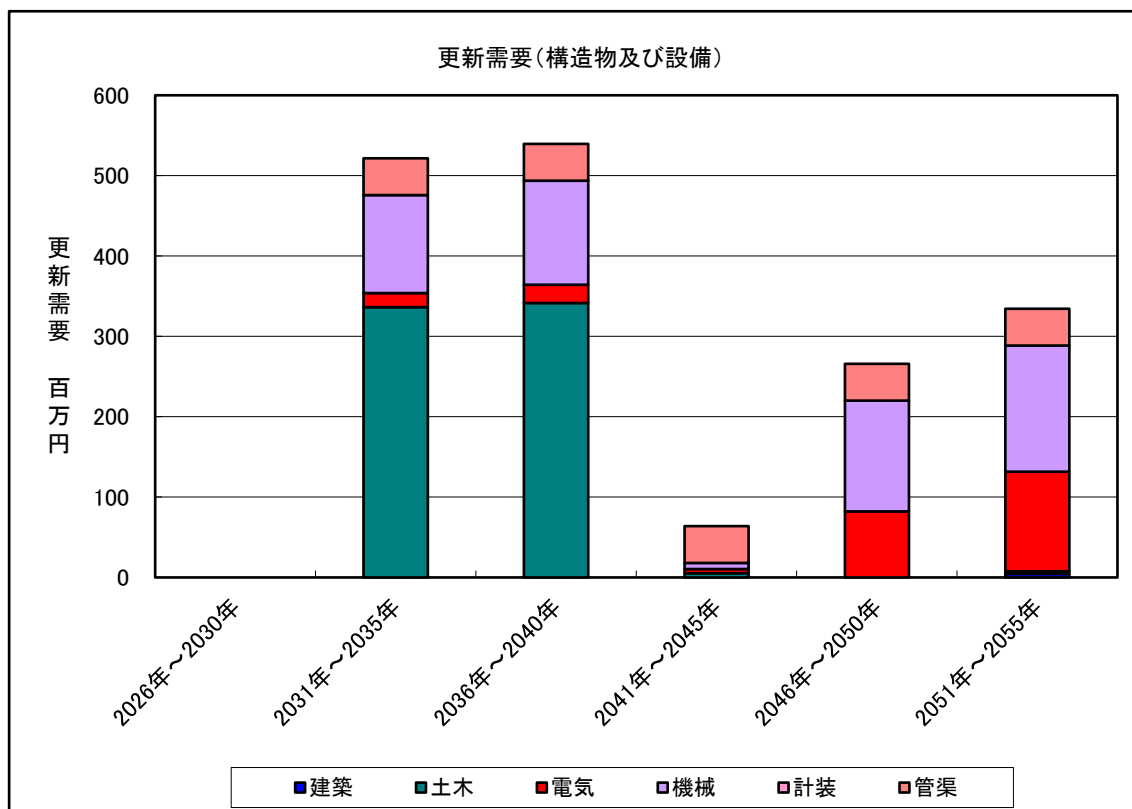
法定耐用年数では、各資産の耐用年数が短いため、実際に更新すると考えられる年数を設定して再計算しています。この計算によると、今後30年間で約24億円が更新に必要な金額と推計されており、法定耐用年数で更新すると考えた場合よりも約13億円削減される見通しとなります。計画期間内の10年間で約18億円が更新に必要な金額と推計されており、法定耐用年数で更新すると考えた場合よりも約5億円削減される見通しとなります。

#### (4)平準化して更新した場合の更新需要

令和12年度までは工事をする予定がないため、令和13年度以降に機械、管渠を以下の条件で平準化した場合の更新需要を算定しています。

管渠以外の資産：標準使用年数経過後10年間で更新すると仮定して計上

管渠：現状の更新必要価格の1%を毎年の更新費用として計上



区分	2026年～2030年	2031年～2035年	2036年～2040年	2041年～2045年	2046年～2050年	2051年～2055年
建築	0	0	0	0	0	4,324
土木	0	336,233	341,513	5,280	0	3,551
電気	0	17,430	22,780	5,350	82,357	123,879
機械	0	122,211	129,526	7,315	137,498	156,909
計装	0	0	0	0	0	0
管渠	0	45,773	45,773	45,773	45,773	45,773
計	0	521,646	539,591	63,718	265,628	334,434

今回は令和12年度までは工事予定がないため、令和13年度以降に工事が発生すると仮定し、かつ平準化を考慮した場合の推計になります。この計算によると、今後30年間で約17億円が更新に必要な金額と推計されており、法定耐用年数で更新すると考えた場合よりも約20億円削減される見通しとなります。計画期間内の10年間で約5億円が更新に必要な金額と推計されており、法定耐用年数で更新すると考えた場合よりも約18億円削減される見通しとなります。

## 5.組織の見通し

小規模自治体であり、簡易水道事業に専門職員を置くことが難しい状況です。今後、事務の複雑化等に対応できない場合は、他業務を行っている職員の協力体制の強化や専門員の配置を検討していく必要が出てきます。

また、地方公営企業法の適用によって始まった公営企業会計制度や老朽化する施設の更新へ対応できる専門的な知識や経験の維持・継承についても経営に支障をきたすことのないよう継続的に検討します。

## 第4章 経営の基本方針

### 1.事業概要

上島町簡易水道事業は、上島町の魚島、高井神島の2区域の水の供給を行っています。(計画給水人口194人)魚島は、海水淡水化施設(第7水源)で海水から水を確保します。高井神島は、浄水場で地下水(第1・4水源)から水を確保しています。両施設とも更新工事を行い、平成29年度には施設の更新が完了したことで、引き続き安定した水の供給を行える見通しとなっています。

### 2.基本方針

上島町第2次総合計画(後期基本計画)では、下水道事業に係る分野において「住・生活環境」として、「◆町民の生活に欠かせない水を供給するとともに生活排水をきれいにして河川や海に戻すため、施設・給排水管設備の維持・更新、上下水道事業の財政の健全化等に努めます。」を基本方針としています。

この基本方針に基づき、簡易水道事業では以下の基本方針、目標をたてて経営していきます。

利用者への安全・安心を第一に考え、計画的な維持管理  
及び経営改善に努める

・安全に飲める水道の提供

・安定した水の確保及び供給

・災害に強い強靱な水道

# 第5章 投資・財政計画

## 1.投資・財政計画

### ①収益的収支

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				( 決 算 )	( 決 算 ) ( 見 込 )				
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			4,930	3,155	3,102	3,048	2,995	2,915
	(1) 料 金 収 入			4,930	3,155	3,102	3,048	2,995	2,915
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)								
	(3) そ の 他								
	2. 営 業 外 収 益			59,886	59,064	55,073	53,759	53,217	52,979
	(1) 補 助 金			43,000	42,233	38,845	38,305	38,186	38,271
	他 会 計 補 助 金			43,000	42,233	38,845	38,305	38,186	38,271
	そ の 他 補 助 金								
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			16,832	16,831	16,228	15,454	15,031	14,708
	(3) そ の 他			54					
収 入 計 (C)			64,816	62,219	58,175	56,807	56,212	55,894	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用			60,267	57,360	56,060	54,744	54,181	53,856
	(1) 職 員 給 与 費			4,483	5,573	5,573	5,573	5,573	5,573
	基 本 給			2,555	2,790	2,790	2,790	2,790	2,790
	退 職 給 付 費								
	そ の 他			1,928	2,783	2,783	2,783	2,783	2,783
	(2) 経 費			21,383	17,452	17,452	17,800	18,154	18,519
	動 力 費								
	修 繕 費			1,237	455	455	464	473	482
	材 料 費								
	そ の 他			20,146	16,997	16,997	17,336	17,681	18,037
(3) 減 価 償 却 費			34,401	34,335	33,035	31,371	30,454	29,764	
2. 営 業 外 費 用			2,041	2,080	2,115	2,063	2,031	2,038	
(1) 支 払 利 息			422	336	336	249	180	150	
(2) そ の 他			1,619	1,744	1,779	1,814	1,851	1,888	
支 出 計 (D)			62,308	59,440	58,175	56,807	56,212	55,894	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			2,508	2,779					
特 別 利 益 (F)									
特 別 損 失 (G)			331						
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 331						
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H) (I)			2,177	2,779					
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)									
流 動 資 産 (J)			35,011	37,790	37,790	37,790	37,790	37,790	
う ち 未 収 金			3,578	3,578	3,578	3,578	3,578	3,578	
流 動 負 債 (K)			50,353						
う ち 建 設 改 良 費 分			37,871	37,871	37,871	37,871	37,871	37,871	
う ち 一 時 借 入 金									
う ち 未 払 金			12,133	12,133	12,133	12,133	12,133	12,133	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )									
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)									
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			4,930	3,155	3,102	3,048	2,995	2,915	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)									
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)									
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)									
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)									
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)									

(単位:千円,%)

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,861	2,808	2,727	2,674	2,594	2,540
	(1) 料 金 収 入	2,861	2,808	2,727	2,674	2,594	2,540
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他						
	2. 営 業 外 収 益	53,410	53,792	55,978	58,450	55,334	56,961
	(1) 補 助 金	38,702	39,120	40,691	42,520	41,408	42,641
	他 会 計 補 助 金	38,702	39,120	40,691	42,520	41,408	42,641
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	14,708	14,672	15,287	15,930	13,926	14,320
	(3) そ の 他						
収 入 計 (C)	56,271	56,600	58,705	61,124	57,928	59,501	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	54,225	54,544	56,202	58,142	54,437	55,543
	(1) 職 員 給 与 費	5,573	5,573	5,573	5,573	5,573	5,573
	基 本 給	2,790	2,790	2,790	2,790	2,790	2,790
	退 職 給 付 費						
	そ の 他	2,783	2,783	2,783	2,783	2,783	2,783
	(2) 経 費	18,888	19,265	19,652	20,043	20,446	20,852
	動 力 費						
	修 繕 費	492	502	512	522	533	543
	材 料 費						
	そ の 他	18,396	18,763	19,140	19,521	19,913	20,309
(3) 減 価 償 却 費	29,764	29,706	30,977	32,526	28,418	29,118	
2. 営 業 外 費 用	2,046	2,056	2,503	2,982	3,491	3,958	
(1) 支 払 利 息	121	92	500	939	1,407	1,832	
(2) そ の 他	1,925	1,964	2,003	2,043	2,084	2,126	
支 出 計 (D)	56,271	56,600	58,705	61,124	57,928	59,501	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)							
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)							
特 別 損 益 (F)-(G) (H)							
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)							
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 産 (J)	37,790	37,790	43,348	54,478	60,261	62,416	
う ち 未 収 金	3,578	3,578	3,578	3,578	3,578	3,578	
流 動 負 債 (K)							
う ち 建 設 改 良 費 分	37,871	37,871	37,871	37,871	37,871	37,871	
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金	12,133	12,133	12,133	12,133	12,133	12,133	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	2,861	2,808	2,727	2,674	2,594	2,540	
地 方 財 政 法 に よ り 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)							

## ②資本的収支

(単位:千円)

区 分		年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算 見込)					
資本的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債						
		うち資本費平準化債						
		2. 他 会 計 出 資 金	20,000	20,367	13,411	6,060	6,554	3,320
		3. 他 会 計 補 助 金						
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国(都道府県)補助金						
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
		8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他							
	計 (A)	20,000	20,367	13,411	6,060	6,554	3,320	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)	20,000	20,367	13,411	6,060	6,554	3,320	
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費						
		うち職員給与費						
		2. 企 業 債 償 還 金	37,786	37,871	30,218	21,977	21,977	18,376
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
5. そ の 他								
計 (D)	37,786	37,871	30,218	21,977	21,977	18,376		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)=(D)-(C)		17,786	17,504	16,807	15,917	15,423	15,056	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金						
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他	17,786	17,504	16,807	15,917	15,423	15,056
計 (F)	17,786	17,504	16,807	15,917	15,423	15,056		
補填財源不足額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		160,861	122,990	92,772	70,795	48,818	30,442	

### ○他会計繰入金

区 分		年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算 見込)				
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	43,000	42,233	38,845	38,305	38,186	38,271
	うち基準内繰入金	22,945	22,536	20,728	20,440	20,376	20,422
	うち基準外繰入金	20,055	19,697	18,117	17,865	17,810	17,849
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	20,000	20,367	13,411	6,060	6,554	3,320
	うち基準内繰入金	15,463	15,747	10,369	4,685	5,067	2,567
	うち基準外繰入金	4,537	4,620	3,042	1,375	1,487	753
合 計		63,000	62,600	52,256	44,365	44,740	41,591

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債		48,490	51,187	53,386	53,802	53,959
	うち資本費平準化債						
	2. 他 会 計 出 資 金	945	992				
	3. 他 会 計 補 助 金						
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国(都道府県)補助金		48,489	51,187	53,385	53,802	53,959
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他						
	計 (A)	945	97,971	102,374	106,771	107,604	107,918
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	945	97,971	102,374	106,771	107,604	107,918
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		96,979	102,374	106,771	107,604	107,918
	うち職員給与費						
	2. 企 業 債 償 還 金	16,001	16,026	10,132	5,466	8,709	12,643
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
5. そ の 他							
計 (D)	16,001	113,005	112,506	112,237	116,313	120,561	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	15,056	15,034	10,132	5,466	8,709	12,643	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金						
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	15,056	15,034	10,132	5,466	8,709	12,643
計 (F)	15,056	15,034	10,132	5,466	8,709	12,643	
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)	14,441	46,905	87,960	135,880	180,973	222,289	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		38,702	39,120	40,691	42,520	41,408	42,641
	うち基準内繰入金	20,652	20,875	21,713	22,689	22,096	22,753
	うち基準外繰入金	18,050	18,245	18,978	19,831	19,312	19,888
資 本 的 収 支 分		945	992				
	うち基準内繰入金	731	767				
	うち基準外繰入金	214	225				
合 計	39,647	40,112	40,691	42,520	41,408	42,641	

## 2.投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ①収支計画のうち投資についての説明

目 標	
建設改良費	10年間で5億3千万円以内
管渠更新率	令和5年度 0% → 令和17年度 0%より向上させる

#### ・建設改良費

施設に関しては平成28年度から平成30年度にかけて更新しているため、当分は維持していくことになります。

建設改良費については、令和13年度以降に老朽化した資産を平準化した額で計上しています。

特に管渠についてはデフレータによって現在価格にしたうえで、毎年1%の金額を計上していますので、管渠更新率の向上も目標としています。

また、管渠以外の資産についても平準化して更新していくように推計していますので、これらを加味して算出した計画期間中の建設改良費は約5億3千万円となっています。

なお、建設改良費の財源は、主に国県補助金及び企業債を充当する予定です。

### ②収支計画のうち財源についての説明

目 標	
料金収入	令和12年度 2,861 千円 令和17年度 2,540 千円の確保
他会計繰入金	10年間で4億3千万円以内
経常収支比率	令和12年度、令和17年度ともに 100%以上

#### ・料金収入

事業を実施している区域内人口、有収水量の予測を用いて、令和7年度予算から算定した単価を乗じることで料金収入の推計を行っています。今後も適切な料金設定となっているかなど、定期的に使用料の見直しの検討を実施します。

料金改定は上水道事業と同じタイミングで実施するため、今回は料金改定を投資・財政推計に含めていませんが、今後も適切な料金設定となっているかなど、定期的に使用料の見直しの検討を実施します。

投資・財政計画に記載している料金収入を確保することを目標としています。

※料金見直しの検討は必ず料金の値上げすることを意味していません。

#### ・企業債

建設改良費に係る企業債の発行額は、建設改良費の50%として計算しています。令和7年度から令和16年度の期間中に約2億7千万円を見込んでいます。

必要以上に借入を行わないことを基本として、企業債残高が急激に増加することが無

いように経営を行います。

なお、企業債の借り入れにあたっては、交付税措置が高い企業債を活用するなど、有利な借り入れを検討します。

#### ・他会計繰入金

一般会計繰入金には、国が定める基準に基づく「基準内繰入金」と、事業収入や基準内繰入金を充当してもなお不足が生じる場合に財源を補てんする「基準外繰入金」があります。

「基準外繰入金」については、独立採算の原則を踏まえ、抑制に努めるとともに、その必要性を勘案したうえで計上することとします。また、計画期間内は資金収支が均衡するように一般会計からの繰り入れを実施することとしており、令和7年度から令和16年度の期間中の総額は約4億3千万円になる見込みです。本計画ではこの金額を超えて繰入しないように目標設定しています。

### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ・職員給与費

人事異動があることも含めて、令和7年度予算の額で推移することとしています。人数は計画期間内での増員は見込めないことから、現在と同水準で推移すると見込んでいます。

#### ・経費

材料費、委託費、修繕費などのその他の経費等、各年度の取り組みに必要な費用については、現行の委託業務形態が当面継続することを前提にしたうえで、物価高騰などを考慮し、物価上昇率を加味して試算しています。

#### ・企業債元利償還金

既存の借入分に係る元利償還金は償還表をもとに算定しています。それに加え、計画期間中の新規借入分の元利償還金を一定の償還年数、利率により見込み、計上しています。

### 3.投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ①投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	地理的な条件から他市町村とのハード統合は難しいと考えられますが、災害時の応援体制等の広域化などの検討を進めていきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	現在実施している民間委託以上の民間活用は難しいと考えられますが、より効率的な運営ができる民間活用事例は、今後も研究・検討していきます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	計画期間中に既存施設のアセットマネジメント計画等の事業計画の策定などを検討し、投資の平準化等に取り組むこととします。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	魚島海水淡水化施設、高井神水道施設については、主に平成28年度から平成30年度にかけて更新しているため、計画期間内でダウンサイズやスペックダウンすることは検討していません。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	<p>上記以外の施設、設備については、人口動向及び水需要などの変化に合わせて、施設更新の機会に管渠の口径やシステム設備等も含めた合理化の検討を行います。</p> <p>特に人口減少による施設の利用率低下が想定されるため、設備の更新時はダウンサイズを積極的に検討していきます。</p>
その他の取組	投資や費用に関して、費用対効果の高いものが無いかの調査は続けていきます。

②財源についての検討状況等

料金	<p>離島であること、また給水人口が100人程度であることから、料金改定は検討していきますが、大きな効果は見込めないと思われます。</p> <p>しかし、上水道事業が料金改定する場合は、同時期に料金改定することになります。</p>
企業債	<p>交付税措置が高い企業債を活用するなど、有利な借り入れができるように一般会計部門と連携をとっていきます。</p>
繰入金	<p>現況及び将来にわたり独立採算をとることは困難ですが、国や県の補助制度を有効活用すること及び、計画的な整備や維持管理費の経費削減に努め、一般会計部門と協議し、適正な財源確保を図ります。</p>
資産の有効活用等による収入増加の取組	<p>今後、遊休資産等が発生した場合には、有効活用について検討していきます。</p>
その他の取組	<p>該当ありません。</p>

## 第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

### 1.事後検証

経営戦略の計画期間において、PDCA サイクルに基づいた進捗管理を行い、決算数値による計画対比の結果の確認、本計画にて明記した経営健全化への取組に対してどの程度実施できているかの検証及び、取り組み状況の評価を実施します。

### 2.経営戦略の見直し

本経営戦略の計画期間は、令和8年度を起点とする10年間としていますが、本町における簡易水道事業を取り巻く環境の変化を的確に捉えるため、経営戦略の見直しについては5年後を目安に行います。

ただし、進捗管理による検証の結果、計画と大幅な乖離がある、または事業環境に大幅な変化が生じている場合は、目安の時期に限らず、本計画の見直しを検討することとします。